

令和 7 年 3 月 17 日
財 務 部 課 税 課

世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例

1 条例改正の事由

道路交通法の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 32 号、以下改正道路交通法という。)及び道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(令和 6 年政令第 334 号)による改正道路交通法の施行と令和 7 年度税制改正大綱に係る地方税法の改正に伴い、世田谷区特別区税条例の一部を改正する必要があるため。

2 条例改正の概要

(1) 身体障害者等に対する軽自動車税種別割の減免

令和 4 年 4 月の道路交通法の改正において、マイナンバーカードと運転免許証の一体化に関する規定が整備され、令和 7 年 3 月 24 日から特定免許情報記録個人番号カード(以下マイナンバー免許証という。)の運用が開始となる。現在、世田谷区特別区税条例第 46 条の 2 において、身体障害者等に対する軽自動車税種別割の減免が規定されており、その中で、減免申請時に運転免許証の提示が義務付けられている。この運転免許証の提示について、マイナンバー免許証を提示可能な免許証として加えるため、条例の改正を行う。

(2) 軽自動車税種別割の標準税率に係る二輪車の車両区分の見直し

改正地方税法において、総排気量 125cc 以下で最高出力を 4.0kW(50cc 相当)以下に制御したバイク(以下、新基準原付バイクという。)に係る軽自動車税種別割の税率を年額 2,000 円とすると規定されるため、それに対応する条例の改正を行う。

《参考》原動機付自転車の税率

内 容	税 率
総排気量 50cc 以下または定格出力 0.6kW 以下 (特定小型原動機付自転車を含む)	年額 2,000 円
総排気量 50cc 超え 90cc 以下または 定格出力 0.6kW 超え 0.8kW 以下	年額 2,000 円
【新基準原付バイク】 総排気量 125cc 以下かつ最高出力 4.0kW 以下	<u>年額 2,000 円</u>
総排気量 90cc 超え 125cc 以下または 定格出力 0.8kW 超え 1.0kW 以下	年額 2,400 円
ミニカー(三輪以上、総排気量 20cc 超え 50cc 以下 または定格出力 0.25kW 超え 0.6kW 以下)	年額 3,700 円

3 施行日

(1)(2)ともに令和7年4月1日

4 周知方法

条例改正の内容については、改正条例の公布後速やかに区ホームページで周知を図る。

世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区特別区税条例 昭和39年12月26日条例第74号 (種別割の税率) 第39条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 イ 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの (<u>ハ及びホに掲げるものを除く。</u>) 年額 2,000円 ロ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの (<u>ハに掲げるものを除く。</u>) 又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 <u>ハ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円</u> ニ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの (<u>ハに掲げるものを除く。</u>) 又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 ホ 三輪以上のもの (車室を備えず、かつ、輪距 (2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの) が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの及び道路運送車両の保安基準 (昭和26年運輸省令第67号) 第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。) で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円 (2)～(3)略	○世田谷区特別区税条例 昭和39年12月26日条例第74号 (種別割の税率) 第39条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 イ 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの (ニに掲げるものを除く。) 年額 2,000円 ロ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 ハ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 ニ 三輪以上のもの (車室を備えず、かつ、輪距 (2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの) が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの及び道路運送車両の保安基準 (昭和26年運輸省令第67号) 第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。) で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円 (2)～(3)略

改正後	改正前
(身体障害者等に対する種別割の減免) 第46条の2 区長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。 (1)～(2)略 2 前項第1号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項及び第4項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳若しくは東京都知事が定めるところにより交付された愛の手帳(以下この項及び第4項において「療育手帳等」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項及び第4項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項及び第4項において「運転免許証」という。))又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。))が記録された免許情報記録個人番号カード(同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。))を提示するとともに、規則で定める申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。ただし、道路運送車両の保安基準第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車にあつては、運転免許証の提示を要しない。	(身体障害者等に対する種別割の減免) 第46条の2 区長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。 (1)～(2)略 2 前項第1号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項及び次項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳若しくは東京都知事が定めるところにより交付された愛の手帳(以下この項及び次項において「療育手帳等」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項及び次項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項及び次項において「運転免許証」という。))を提示するとともに、規則で定める申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。ただし、道路運送車両の保安基準第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車にあつては、運転免許証の提示を要しない。

改正後	改正前
3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、<u>当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。</u> 4 種別割の納税義務者が前年度において第1項第1号の規定により減免を受けた場合で、当該年度に係る前項の申請書を提出する日において、規則で定める事項に異動がないと区長が認めるときは、同項の規定にかかわらず、同項に掲げる身体障害者手帳、療育手帳等、精神障害者保健福祉手帳、運転免許証の提示及び減免を必要とする理由を証明する書類の添付があったものとみなして、第1項第1号の規定を適用する。 5 第1項第2号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対して、当該軽自動車等の提示（区長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、規則で定める申請書を提出しなければならない。 6 前条第3項の規定は、第1項の規定により種別割の減免を受けている者について準用する。 <u>附 則</u> 1 <u>この条例は、令和7年4月1日より施行する。</u> 2 <u>この条例による改正後の39条(第1号に係る部分に限る。)の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。</u>	3 種別割の納税義務者が前年度において第1項第1号の規定により減免を受けた場合で、当該年度に係る前項の申請書を提出する日において、規則で定める事項に異動がないと区長が認めるときは、同項の規定にかかわらず、同項に掲げる身体障害者手帳、療育手帳等、精神障害者保健福祉手帳、運転免許証の提示及び減免を必要とする理由を証明する書類の添付があったものとみなして、第1項第1号の規定を適用する。 4 第1項第2号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対して、当該軽自動車等の提示（区長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、規則で定める申請書を提出しなければならない。 5 前条第3項の規定は、第1項の規定により種別割の減免を受けている者について準用する。